

村上市でのタクシー区域外営業について

1 経緯

隣接市の鶴岡市温海地区のタクシー事業者より村上市山北地域において、「営業区域外旅客運送の禁止規定の例外（道路運送法第20条第2号）」を適用し一般乗用旅客自動車運送事業を開始したい旨の申し出があったため、その開始の可否について村上市地域公共交通活性化協議会にお諮りするもの。

2 営業区域外旅客運送の内容

(1) 営業区域外旅客運送の必要性 … 村上市地域公共交通計画より

令和2年3月に唯一のタクシー事業者が廃業となり、高齢者の買い物や通院及び緊急時の移動に支障が生じています。また、バス路線から離れた集落においては、助け合いや病院送迎、移動販売等の各種民間サービスにより市民の生活が支えられています。今後さらに高齢化が進むことを踏まえ、運転免許を保有していなくても、自分で買い物や通院などに行ける公共交通の確保が必要です。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (2) 営業区域外旅客運送の区域 | 新潟県村上市山北地域 |
| (3) 営業区域外旅客運送を行う事業者 | 温海温泉観光自動車(株) 代表取締役 柿崎裕 |
| (4) 営業区域外旅客運送を行う期間 | 令和5年7月6日から1年間 |
| (5) その他必要な事項 | 上記の期間終了後の営業区送の必要に応じて更新を検討 |

3 営業区域外旅客運送を行う事業者の概要 … R5.3.31現在

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 名称及び代表者名 | 温海温泉観光自動車(株) 代表取締役 柿崎裕 |
| (2) 所在地 | 山形県鶴岡市湯温海甲80 |
| (3) 運転員数 | 9名 |
| (4) 車両数 | 10台（内、本社7台、鼠ヶ関営業所3台） |
| (5) 事業内容 | |
| ア) 一般乗用旅客運送（第4条） | |
| イ) 一般乗合旅客自動車運送事業（第21条） | |
| ウ) その他（スクールバスの運転等） | |

【参考資料】

1 特例の概要（国土交通省資料より抜粋）

改正後の道路運送法第20条第2号の「地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合」として、以下の2つの場合を定める。

- ①過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送が困難な場合（第1号）
- ②一時的な輸送需要量の増加に対し、当該区域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送需要への対応が困難な場合（第2号）

2 イメージ図（例）



3 地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方

地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン（一部抜粋）

3. 協議を行うに当たっての具体的指針

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等に関する事項

既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、地方公共団体の発意により、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等を協議事項とすることができる。なお、法第20条第2号の協議を行う場合には、次の事項について協議するものとする。

- ①営業区域外旅客運送の必要性
- ②営業区域外旅客運送の対象となる地域
- ③営業区域外旅客運送を行う事業者
- ④営業区域外旅客運送を行う期間
- ⑤その他必要な事項